

令和 7 年度 田辺市人権教育啓発推進懇話会 会議録

開催日時	令和 7 年 8 月 25 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	田辺市役所 1 階 多目的ホール 3
内 容	1 開会あいさつ（室谷会長） 2 委員の紹介 3 懇話会の趣旨について 4 議事 （1）田辺市人権施策推進計画に係る令和 6 年度推進状況報告（案）について 5 委員研修「権利擁護センターたなべについて」 6 その他 7 閉会あいさつ（浅井副会長）
出席委員	松上委員、加納委員、井上委員、多屋委員、木村委員、熊代委員、宮田委員、有本委員、 穴塚委員、室谷委員、安井委員、植 委員、久保委員、高橋委員、須本委員、児玉委員、 小池委員、安達委員、石垣委員、朝井委員 計 20 名
欠席委員	倉谷委員、吉田委員、加藤委員、小松委員、松場委員、赤石委員、白川委員、坂井委員、 湯川委員 計 9 名
事務局	竹本企画部長、人権推進課 前嶋課長、加藤係長、佐武事務員
傍 聴	1 人

（事務局 人権推進課 佐武事務員）

皆さま、こんにちは。只今から、令和 7 年度、田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます人権推進課の佐武です。よろしくお願いします。

本懇話会は一般公開となっており、後日、田辺市のホームページにも掲載されます。その際には、委員名簿も掲載させていただきますのでご了承ください。

また、事務局記録用として、会議中の写真を数枚撮影させていただくことを併せてご了承ください。

それでは、開会にあたり、室谷会長からご挨拶を申し上げます。

1 開会あいさつ

（室谷会長あいさつ）

こんにちは。本日は暑い中ご参加いただきありがとうございます。最近の異常気象で、連日の猛暑や洪水、クマの被害が発生し、生物の生態が変わっています。この状況から異常気

象が身近な問題であると実感しています。

また、調整米の価格が 5000 円を超えていることから、日本でも様々な問題が発生していることを感じています。

先日の参議院選挙では「日本人ファースト」を訴える党がありましたが、これは外国人差別や排斥主義につながる恐れがあります。私たちは民主主義と人権の尊重を大切にし、多様な意見を尊重することが重要です。

この会議でもこれらの要素を大事にし、討議していきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 委員の紹介

(事務局 人権推進課 佐武事務員)

会議時間短縮のため、新任委員のみ紹介。

3 懇話会の趣旨について

(事務局 人権推進課 前嶋課長)

それでは懇話会の趣旨についてご説明をさせていただきます。

当懇話会は、本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、平成 17 年 5 月 1 日に設置されたものです。

設置要綱第 2 条には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について必要な事項を審議し、その結果を市長に報告する」と定めています。

平成 30 年度には、「田辺市人権施策基本方針（改定版）」の策定にあたり、意見聴取を行ったり、令和 2 年度には「田辺市人権尊重のまちづくり条例」の制定にあたり、様々なご意見を頂戴しました。また、『田辺市人権施策推進計画』にかかる各課の取組状況についても審議し、その結果を市長へ報告しております。

昨今、社会情勢の変化に伴い、人権に関する問題はより複雑化、多様化しており、その対応が求められていますが、委員の皆様方からの様々な視点によるご意見やご提案につきましては、今後も、田辺市が人権尊重のまちづくりを進めていくため、大変貴重なものですので、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

懇話会の趣旨につきましては以上です。

4 議 事

(1) 田辺市人権施策推進計画に係る令和 6 年度推進状況報告書（案）について

(議長 室谷会長)

議題（1）「田辺市人権施策推進計画に係る令和 6 年度の推進状況報告（案）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 人権推進課 加藤係長)

失礼いたします。人権推進課 加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて、ご説明させていただきます。

本会議の開催にあたり、委員の皆様方には、事前に「令和 6 年度推進状況報告（案）」を送

付させていただき、お読みいただいたうえで、皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきました。

いただいたご意見、ご提言につきましては、担当課と確認しながら意見を関係各課に伝達させていただくとともに、回答が必要なご意見などを、「資料 2」の方にまとめさせていただいております。

（全体で 27 件のご意見をいただき、内 20 件が要回答、7 件を担当課に意見伝達させていただいております。）

時間の都合上、全てを紹介することはできませんので、いただきましたご質問、ご意見を抜粋して、これより回答をご説明させていただきますのでご了解いただけますようお願いいたします。

推進状況報告書の 3 ページを参照

- ・「学習教材の開発等」のご意見・回答について説明（資料 2 の 1 ページ①参照）

推進状況報告書の 6 ページを参照

- ・「広報田辺の活用」のご意見・回答について説明（資料 2 の 3 ページ②参照）

推進状況報告書の 6～11 ページを参照

- ・「各課共通の人権の視点に立った取組」のご意見・回答について説明（資料 2 の 4 ページ③参照）

推進状況報告書の 10 ページを参照

- ・「各課共通の人権の視点に立った取組」のご意見・回答について説明（資料 2 の 5 ページ④参照）

推進状況報告書の 21 ページを参照

- ・「各種相談事業」のご意見・回答について説明（資料 2 の 8 ページ⑤参照）

推進状況報告書の 22 ページを参照

- ・「女性電話相談」のご意見・回答について説明（資料 2 の 9～10 ページ⑥参照）

推進状況報告書の 22 ページを参照

- ・「女性電話相談」のご意見・回答について説明（資料 2 の 10 ページ⑦参照）

推進状況報告書の 22 ページを参照

- ・「一般健康相談」のご意見・回答について説明（資料 2 の 11 ページ⑧参照）

推進状況報告書の 23 ページを参照

- ・「家庭児童相談」のご意見・回答について説明（資料 2 の 11 ページ⑨参照）

推進状況報告書の 25 ページを参照

- ・「障害者相談支援事業」のご意見・回答について説明（資料 2 の 13 ページ⑩参照）

推進状況報告書の 28 ページを参照

- ・「第 2 次田辺市男女共同参画プランの推進」のご意見・回答について説明
(資料 2 の 14 ページ⑪参照)

推進状況報告書の 34 ページを参照

- ・「児童問題対策地域協議会の設置運営」のご意見・回答について説明 (資料 2 の 16 ページ⑫参照)

推進状況報告書の 35 ページを参照

- ・「子育てしやすい環境づくり」のご意見・回答について説明 (資料 2 の 17～18 ページ⑬参照)

推進状況報告書の 46 ページを参照

- ・「全体的なご意見 (外国人の人権)」のご意見・回答について説明 (資料 2 の 21 ページ⑭参照)

推進状況報告書の 49 ページを参照

- ・「インターネット等による差別表現対応」のご意見・回答について説明
(資料 2 の 21～22 ページ⑮参照)

以上、いただいたご意見で抜粋してご説明させていただきました。

その他ご意見等ありませんでしたら、この後人権施策推進本部に報告させていただきます。

いただいたご意見につきましては、PDCAサイクル (計画・実行・分析評価・改善) に基づき、施策に反映するとともに、各部署が実効性のある人権施策の推進に努めていきます。みなさま貴重なご意見ありがとうございました。

(議長 室谷会長)

ありがとうございました。

只今、事務局から説明がありましたが、令和 6 年度推進状況報告について、何かご意見、ご提言等、ございませんか。

(A 委員)

インターネットによる誹謗中傷がひどく、死者も出ています。学校で人権の重要性を授業していますが、大人の誹謗中傷もあり、市や県の条例でも規制していかなければならないのではないかと思います。市や県の条例で規制していく予定はあるのでしょうか？

(事務局 人権推進課 前嶋課長)

貴重なご意見ありがとうございます。

本市の人権尊重のまちづくり条例では、インターネットの権利侵害に対しては、国、県及び関係団体と連携し、問題の解決に向けた必要な措置を講ずるとしてしています。県でも部落差別解消の推進に関する条例に基づいて、プロバイダに対する削除要請が行われています。

また、情プラ法 (正式名称：特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等

への対処に関する法律)では、例えば一例ですが、SNSにおける書き込みについて、個人が特定のプロバイダに削除を依頼してもプロバイダから返答がないことが問題でした。しかし、情プラ法の制定により、削除依頼に対してプロバイダの返答を義務付けるという、被害者救済の意味あいを持った法整備が進んでいます。

(議長 室谷会長)

特になければ、以上で本日の議事は全て終了しましたので、議長の任務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

5 委員研修

田辺市社会福祉協議会 権利擁護センターたなべ 相談員 手谷雅樹(てだに まさき)様から、「権利擁護センターたなべについて」研修をしていただく。

6 その他

(事務局 人権推進課 佐武事務員)

最後にその他ですが、皆様からなにかございますか？

(室谷会長)

成年後見人制度は後見人を交代することができますか？

(田辺市社会福祉協議会 権利擁護センターたなべ 相談員 手谷雅樹さん)

はい。できます。ただし、関係がうまくいかない等の理由の場合は家庭裁判所での手続きが必要な場合もございます。

(室谷会長)

高齢者安心生活支援事業で52万円ない方はどうなりますか？

(田辺市社会福祉協議会 権利擁護センターたなべ 相談員 手谷雅樹さん)

原則としては52万円を用意していただいておりますが、今後そういった困窮されている方についても同じ形ではなくても別の形で支援できないかを検討しております。

7 閉会あいさつ

(朝井副会長あいさつ)

手谷様、講演いただきありがとうございました。

皆様におかれましては貴重なご提言、ご協議ありがとうございました。

十分お気をつけてお帰りいただきますようお願いします。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。